平成 25 年６月 21 日

会 社 名　　株式会社フォンツ・ホールディングス
代表者名　　代表取締役社長　小野間　史敏
（ＪＡＳＤＡＱ　コード：3350）
問合せ先　　ＩＲ/広報担当（氏名）丹藤　昌彦
（TEL　050-5835-0966）

当社第１回新株予約権の行使状況（平成 25 年６月 20 日時点）について

平成25年４月12日に公表いたしました「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）」でお知らせいたしましたライツ・オファリングに関し、平成25年６月20日（木）（行使期間の初日から10営業日目）までの当社第１回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の行使状況及び平成25年６月20日（木）現在の発行済株式総数を、下記のとおりお知らせいたします。

なお、次回の本新株予約権の行使状況等の公表は、６月26日（水）の予定です。

１．本新株予約権の内容

本新株予約権の名称	株式会社フォンツ・ホールディングス　第１回新株予約権
本新株予約権の行使期間	平成25年６月７日（金）から平成25年６月28日（金）まで
本新株予約権の発行総数	27,739,300個

２．平成 25 年６月 20 日（木）までの本新株予約権の行使状況

平成 25 年６月７日（金）から平成 25 年６月 20 日（木）（以下「対象期間」といいます。）までに行使された本新株予約権の個数	16,091,542 個
対象期間の本新株予約権の発行総数に対する権利行使割合	58.0%
対象期間の交付株式数	16,091,542 株
対象期間の払込総額（注）１．	402,288,550 円

（注）１．払込総額は、本新株予約権の行使により発行された株式の発行価額の総額を記載しております。

２．上記の行使状況は、平成 25 年６月 20 日（木）までに行使請求受付場所に対して行使請求の取次が行われた内容に基づく数値であります。

※　ミネルヴァ債権回収株式会社（以下「ミネルヴァ債権回収」といいます。）が平成 25 年６月 21 日付で関東財務局長に提出した大量保有報告書の変更報告書 No7. に記載の平成 25 年６月 18 日におけるミネルヴァ債権回収の本新株予約権の保有数は 8,161,100 個となっております。

但し、当社は、本日、ミネルヴァ債権回収より、大阪証券取引所における本新株予約権の売買最終日である平成 25 年６月 21 日の現物取引終了時点において、ミネルヴァ債権回収が保有する本新株予約権 7,190,800 個（注１）の全てを、平成 25 年５月 10 日付当社宛通知書（注２）のとおり、本新株予約権の行使期間内に行使する旨の連絡を受けております。

（注１）当社により割り当てられ、かつ、大阪証券取引所市場内にて売却を行っていない本新株予約権の数

（注２）当社は、ミネルヴァ債権回収より、平成 25 年５月 10 日付で、「新株予約権について、市場の状況を勘案の上、上場期間内に市場において売却するが、上場期間内に売却できなかった場合には、残余新株予約権に全部について権利行使期間内に権利行使する方針に変更する」旨の通知を受けております。当該通知については、平成 25 年５月 10 日付の「(変更)「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するお知らせ」の一部変更について」をご参照下さい。

３．平成 25 年６月 20 日（木）現在の発行済株式総数

発行済株式総数	43,880,942 株　（うち、自己株式 50,100 株）

（注）上記の発行済株式総数は、平成 25 年６月 20 日（木）までに行使請求受付場所に対して行使請求の取次が行われた内容に基づく数値であります。

以上

ご注意：

本書は、本新株予約権の行使状況に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買その他の投資判断につきましては、平成 25 年４月 12 日付で提出された有価証券届出書（その後の訂正を含みます。）（URL：http：//info.edinet-fsa.go.jp/）を熟読された上で、株主様又は投資家様ご自身の責任において行う必要があることをご理解いただければと存じます（なお、本新株予約権に関する目論見書は作成・交付されておりません。）。

なお、本書は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘を一切構成するものではありません。本新株予約権の発行については、日本国外における証券法その他の法令（1933 年米国証券法（その後の改正を含みます。）を含みます。）に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933 年米国証券法（その後の改正を含みます。）に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。